

食品の営業の制度が変わりました！

平成30年6月13日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、食品の営業の制度や衛生管理の方法が大きく変わりました。

主な変更点

- ① 営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設
(令和3年6月1日～)
- ② 原則すべての事業者「HACCPに沿った衛生管理」を制度化
(令和2年6月1日～) (経過措置1年間あり)

① 営業許可・届出制度について

◆営業許可業種について

現行の34業種から32業種となりました。新しい営業許可業種は以下のとおりです。

- ①飲食店営業
- ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- ③食肉販売業
- ④魚介類販売業
- ⑤魚介類競り売り営業
- ⑥集乳業
- ⑦乳処理業
- ⑧特別牛乳搾取処理業
- ⑨食肉処理業
- ⑩食品の放射線照射業
- ⑪菓子製造業
- ⑫アイスクリーム類製造業
- ⑬乳製品製造業
- ⑭清涼飲料水製造業
- ⑮食肉製品製造業
- ⑯水産製品製造業※
- ⑰冰雪製造業
- ⑱液卵製造業※
- ⑲食用油脂製造業
- ⑳みそ又はしょうゆ製造業
- ㉑酒類製造業
- ㉒豆腐製造業
- ㉓納豆製造業
- ㉔麺類製造業
- ㉕そうざい製造業
- ㉖複合型そうざい製造業※
- ㉗冷凍食品製造業
- ㉘複合型冷凍食品製造業※
- ㉙漬物製造業※
- ㉚密封包装食品製造業
- ㉛食品の小分け業※
- ㉜添加物製造業

※新設された営業許可業種

◆営業届出業種について

営業許可業種以外の業種を営もうとする場合は、届出が必要です。

届出が必要な業種の例として、以下のものがあります。

(一部、届出が不要な業種もあります。詳しくは裏面をご覧ください。)

- ①旧許可業種であった営業のうち、魚介類販売業(包装済み魚介類の販売)、食肉販売業(包装済み食肉の販売)、乳類販売業、冷凍冷蔵業(保管のみの場合)、コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置の場合)、冰雪販売業
- ②販売業のうち、弁当販売業、野菜果物販売業等
- ③製造・加工業のうち、製茶業、海藻製造・加工業等
- ④その他(行商、器具・容器包装(合成樹脂が使用されたものに限る)の製造・加工業等)

※令和3年6月1日時点で①の業種の許可を取得している場合は、新たに届出を行う必要はありません。
※令和3年6月1日時点で②～④の営業を行っている場合は、**令和3年11月30日までに届出が必要**です。
※各営業許可及び届出業種の詳細については食品指導課(082-241-7404)までご相談ください。

営業届出が不要な業種、HACCPについては裏面をご覧ください。

◆営業届出が不要な業種について

以下の営業に該当する場合は、届出は不要です。

- ①食品又は添加物の輸入業
- ②食品又は添加物の貯蔵（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）又は運搬のみをする営業
- ③常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
- ④合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤器具容器包装の輸入又は販売業

◆新しい食品営業の制度に関するQ&A◆

Q1 現在、菓子製造業の許可を取得しており、令和4年8月末に有効期限が満了となる。令和3年5月31日までに許可を取り直さないといけない？

A1 現在取得している許可の有効期限の満了までは続けて営業できます。

Q2 現在、飲食店営業の許可を取得しており、令和4年8月末に有効期限が満了となる。満了時に取得する許可は飲食店営業でよいのか？

A2 店舗で行う内容により、取得する許可が変更する場合があります。

詳しくは、食品指導課(082-241-7404)までご相談ください。

2 HACCPに沿った衛生管理について

令和3年6月1日以降、営業許可・届出業種の事業者は、HACCPに沿った衛生管理が必要となります。HACCPに沿った衛生管理には「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2種類があり、規模や業種等に応じてどちらかを実施することとなります。

